

大正大礼の画期的な意義

所 功

満八十四歳の今上陛下は、幸い皇后陛下と共にお健やかに平成三十年の春を迎えられた。来年四月十日には御成婚六十年となられる。そして既に数年前から決意された高齢を理由とする譲位は、来年四月末日「退位礼正殿の儀」と称される新しい儀式によって執り行われる。

すると、翌五月一日から皇太子殿下（時に五十九歳）が天皇陛下となられる。その当日、いわゆる「剣璽等承継の儀」が行われ、続いて（当日か翌日）「即位後朝見の儀」が催される。共に前回同様「国の儀式」（新天皇の国事行為）となるが、小規模な即位式に留まる。

そこで、あらためて諸準備を重ね、同年十月中ごろ、大規模な「即位礼」が行われ、ついで十一月中ごろ、厳粛な「大嘗祭」が営まれると伝えられる。前回の例に倣えば、即位礼は国の儀式とされ、大嘗祭は「皇室の公的行事」になるとみられる。その後、伊勢の神宮および橿原の神武天皇陵と京都の孝明天皇陵・明治天皇陵、さらに東京の大正天皇陵・昭和天皇陵へ親拝される。

このような一連の皇位継承に伴う儀式・祭祀は、古代からの在り方を明治に入って総合的に検討を加え、同二十二

年（一八八九）制定の「皇室典範」と同四十二年（一九〇九）公布の「登極令」により明文化された。それを初めて適用したのが、大正天皇の大礼であり、それを再び踏襲したのが、昭和天皇の大礼にはかならない。

ところが、戦後の昭和二十二年（一九四七）新しい法律「皇室典範」の施行により、従来の「皇室典範」も「登極令」も廃止されてしまった。それに代るべき新典範では、第二十四条に「皇位の継承があったときは、即位の礼を行う」としか定められていない。ただ、旧皇室関係法令を廃止する際、「新規定ができるまで、従前の例に準じて事務を処理する」との依命通牒が出されている。

これは真に重大な役割を果たす。なぜなら、戦後の被占領下から今日に至るまで七十余年間、貞明皇后の大喪、明仁親王と徳仁親王の立太子礼、両皇太子・諸親王の御成婚、昭和天皇・香淳皇后の大喪、今上陛下の大礼などをはじめ、毎年皇室儀式も宮中祭祀も、この通牒を根拠に、「従前の例に準じて」実施できることになり、事実ほぼその通りに執り行われてきた。それゆえ、来年の大礼にも、大正の大礼が近代的な大礼の初例として、前回の新憲法下における平成の大礼と併せて、参考とされるにちがいない。

大正の踐祚式と即位礼・大嘗祭

そこで、大正の大礼について振り返ると、まさに画期的

な意味をもっている。そのいくつかを略述しておこう。

まず先帝崩御の当日、新帝の「踐祚式」が行われたことである。その前は、慶応二年（一八六七）十二月二十九日、孝明天皇（数え三十六歳）が急逝されたので、翌三年一月九日、皇太子の睦仁親王（十六歳）が踐祚された。

しかし、明治の「皇室典範」第十条に「天皇崩ずるときは、皇嗣即ち踐祚し、祖宗の神器を承く」と定められ、この「即ち」は即日と解されて、明治四十五年（一九一二）七月三十日未明、明治天皇（数え六十一歳）が崩御されると、午前中に「祖宗の神器」を承継ぐため「劍璽渡御の儀」が「踐祚の式」として執り行われた。

ただ、その日から一年間は「諒闇」となり、服喪のため慶事はできない。前回は、踐祚から一年半以上経った慶応四年（明治元年）八月二十七日、京都御所の紫宸殿で「即位式」が行われ、さらに三年以上経った明治四年十一月十七日、東京の皇居吹上御苑で「大嘗祭」が営まれている。

けれども、明治天皇の御叡慮（京都保存のため）により「皇室典範」第十一条で「即位の礼及び大嘗祭は、京都に於て之を行ふ」と定められ、「登極令」第四条で「即位の礼及び大嘗祭は、秋冬の間に於て之を行ふ。大嘗祭は、即位の礼を訖りたる後、続いて之を行ふ」と決められた。

それゆえ、諒闇あけの大正二年八月から「大礼使」（役所）

を設けて準備を始め、翌三年の十一月に即位礼と大嘗祭が予定された。ところが、途中の三年四月十一日、昭憲皇太后（数え六十五歳）が崩御されたので、再び諒闇により一年延期された。そして翌四年の十一月十日昼、京都御所の紫宸殿で即位礼が行われ、同十四日夜、仙洞御所跡に建てられた大嘗宮で大嘗祭が営まれたのである。

高御座・御帳台と幡旗等の新調

この大正大礼では、準備期間が長かったこともあって、儀式・祭祀に必要なものが、従来より立派に作られている。即位礼に関するものでは、まず天皇と皇后が登壇される「高御座」と「御帳台」が新たに造られた。

明治天皇の即位式では、安政の大火で高御座が焼失し再造されていなかったため、簡素な御帳台を代用するほかなかったが、この時には『延喜式』などに基づき、上品な見栄えのする高御座が復元され、それより少し控え目な同形の御帳台が改めて造られた。それが昭和三年にも平成二年にも使われ、おそらく来秋にも用いられることになる。

また、庭上に並ぶ幡旗は、古代から幕末まで、唐風のそれを真似たものであったから、明治の即位新式では、純朴な神式の幣旗（大小の櫛に和布を垂らす形）とした。

しかし、それでは晴の盛儀に見栄えがしないので、あらためて古来の幡旗に改良を加え（和風のデザインを採用）、

楽器や武具をもつ文武官役の衣装も、平安以来の和風装束に改めている。それが昭和にも平成にも受け継がれ、おそらく来秋にも使われることであろう。

悠紀・主基の齋田と阿波忌部の荒妙

一方、大嘗祭に関しては、まず神饌用のお米と粟を作る齋田の悠紀地方と主基地方を選ぶ範囲が拡大された。古代から幕末までは、京都の近辺（平安前期の醍醐天皇ころから近江と丹波あたりが多い）に限られ、明治四年のみ東京に近い甲斐と安房が選ばれたのである。

しかし、明治の「登極令」第八条に「大嘗祭の齋田は、京都以東以南（むしろ以北）を悠紀の地方とし、京都以西以北（むしろ以南）を主基の地方とし……勅定す」と決められた。つまり全国を対象として、ほぼ東日本から悠紀国、ほぼ西日本から主基国を選ぶことになったのである。

そこで大正度には、愛知県岡崎市内の旧六ツ美村に悠紀齋田が、また香川県綾歌郡内の綾川町に主基齋田が設けられた。これは古式の「亀卜」により定められたが、両地方とも稲作の条件に恵まれており、選ばれた奉耕者も関係者も、まさに誠心誠意で全力を尽くしている。

もう一つ注目すべきは、この時、阿波忌部氏による荒妙（鹿服）貢進が、数百年ぶりに復興されたことである。

奈良初期（約千三百年前）勅撰の『日本書紀』神代巻や

平安初期に忌部（齋部）広成の著した『古語拾遺』によれば、「粟国の忌部の遠祖」である「天日鷲命」の子孫が「阿波国に遣はされ、穀・麻の種を殖えしむ。その裔、今彼の国に在り。大嘗の年に当り、木綿・麻布及び種々の物を貢る。所以に郡名を麻殖と為す」とある。また平安中期の『延喜式』にも、踐祚大嘗祭のたびに「阿波国の忌部が織る所の荒妙服」を神祇官に赴いて貢進することが定められている。

このような荒妙服などの貢進は、鎌倉時代の終りころまで実行されていたことが、阿波忌部の子孫三木家に伝わる論旨や宣旨などにより確認できる。しかし、三木家が南朝に忠勤を励んだこともあって、室町時代から江戸時代まで五百年余り中断してしまった。

ところが、明治に入るころから、それを何とか復興しようとする有志の地道な活動が、ついに大正の大嘗祭で実を結び、それが昭和・平成に受け継がれている。そのいきさは、別稿「阿波忌部による荒妙服貢進の来歴」に詳述する。

今秋「京都の御大礼」特別展開催

さて今年は、「明治」改元（一八六八）から満百五十年という節目にあたる。そこで、小生が代表を務める京都宮廷文化研究所（事務局は井筒企画）と細見美術館・京都市の共催により、九月一杯「京都の御大礼」宮廷文化のみやび」

特別展覧会を予定している。

その趣旨は、千年以上「みやこ」（皇宮のある処）であった京都が、明治二年に天皇の東京遷幸により一たん京都でなくなった。けれども、大正四年と昭和三年の両度、皇位継承時に最も重要な即位礼と大嘗祭が、東京でなく京都で執り行われたことにより、京都御所は「京都皇宮」と公称され、京都が「みやこ」の機能を回復したことになる。

よって、その大正と昭和の大礼（即位礼と大嘗祭および大饗）に関する史資料を精査し、その優品を展示することによって「京都で実施された御大礼」のもつ歴史的な意味が広く理解して頂けたらと念じている。

それに先立って、平成の初めから閲覧可能になった膨大な大正の『大礼記録』（内閣記録課編）の写真と絵図を、近く東京の勉強出版から刊行する。その本文（全十輯一二八冊）は、すでに平成三年十月、京都の臨川書店からマイクロフィルム（全三四リール）を、詳細な別冊解説も添えて出したことがある。それにも「写真帖」四冊は入っているが、今回は鮮明なモノクロ写真が上質紙に印刷され、新しくカラー写真により収録する「大礼調度品絵図」等と共に、大礼の全容を研究し実感できる手懸りとなろう。

（平成三十年二月二十三日稿）

〔京都産業大学名誉教授・京都宮廷文化研究所代表〕